

四街道市水道事業及び下水道事業 物品等一般競争入札公告共通事項(電子入札用)

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 四街道市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を当該物品・委託の公告日から当該物品・委託の入札の日までの間受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該物品・委託の入札日前6ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者
 - イ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省の発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

2. 入札参加資格確認審査申請書及び設計図書等に関する事項

(1) 入札参加資格確認審査申請書の入手

入札公告に示す申請期間に、ちば電子調達システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)又は四街道市ホームページ(以下「ホームページ」という。)よりダウンロードすること。

(2) 設計図書等の入手

原則として、入札公告に示す閲覧期間に、入札情報サービスよりダウンロードにより入手すること。

なお、設計図書等の電子データの容量が多く、入札情報サービスでの配布が困難な場合は、入札情報サービスとホームページとを併用して設計図書等を配布する。

(3) 設計図書等の閲覧

ア) 設計図書等(図面等については抜粋する場合がある。)については、入札公告に示す期間内に入札情報サービス又はホームページよりダウンロードして閲覧することができる。

イ) 設計図書等の全部については、入札公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、入札公告に示す場所及び方法で閲覧することができる。

(4) 設計図書等の質問及び回答

ア) 設計図書等に対する質問は、入札情報サービスよりダウンロードした質問回答書により、入札公告に示す質問締切日時までに入札執行課にメールで送付すること。

ただし、入札公告にメールによる提出以外を認めた場合は、この限りではない。

- イ) 設計図書等に対する回答は、入札情報サービス及びホームページにおいて、入札公告に示す質問回答期限までに回答を公表するものとする。
ただし、入札公告に上記以外の方法による公表を認めた場合は、この限りではない。

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格申請方法

ア) 入札に参加を希望する者は、物品・委託一般競争入札参加資格確認審査申請書及びその他必要書類を、ちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)の添付機能を利用し、公告に記載されている提出期限内に電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、必要書類の添付が困難な場合は、持参での受付を行う場合もある。受付時間は、午前9時から午後5時(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)までとする。

イ) 電子入札システムによりがたい者は四街道市電子入札システム(水道事業及び下水道事業)運用基準(以下「運用基準」という。)により持参にて提出し、入札参加資格の確認を受けることができる。

ウ) 提出した書類に関し、入札執行課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認通知

ア) 入札参加資格審査申請者に対し、入札公告の入札参加資格確認審査の結果通知日までに電子入札システム又は郵送により確認結果を通知する。

ただし、入札参加資格の事後審査型については、入札参加資格の基本的事項を確認した結果であり、全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

イ) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格の通知が送信された日から7日以内に入札執行課に書面を持参して行わなければならない。

入札執行課は、説明を求められた日から3日以内に書面により回答する。

4. 入札書の提出に関する事項

(1) 入札の方法

ア) 電子入札システムにより入札書及び入札金額内訳書を入札公告の入札締切日時までに提出すること。

ただし、入札金額内訳書の添付が困難な場合は、運用基準による方法により提出することができる。

また、入札金額内訳書の添付を必要としない場合は、入札書を電子入札システムにより提出すること。

イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

(2) 入札金額内訳書

ア) 入札金額内訳書に記載する金額は、入札書の入札価格と対応させること。

提出された入札書と入札金額内訳書の合計金額とが異なる場合、入札を無効とする。

イ) 入札金額内訳書は、任意様式とする。市参考書式に準じてファイルで作成すること。

5. 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者の場合であり、かつ、入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合に該当するときは、入札を取りやめるものとする。

6. 入札書の無効

無効となる入札は、四街道市水道事業及び下水道事業電子入札約款第6条各号に定めるとおりとする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

7. 事後審査型による落札候補者の決定

(1) 事後審査型一般競争入札において、予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。

8. 事後審査型による落札候補者の資格確認及び落札決定

(1) 落札候補者の資格確認については、3(1)アにより提出された書類等の審査を行う。

(2) 入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者の資格確認を行う。

(3) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格の通知を受けた日から7日以内に入札執行課に書面を持参して行わなければならない。

入札執行課は、説明を求められた日から3日以内に書面により回答する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。

(5) 落札者を決定した場合は、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。

9. 異議申立て

入札した者は、入札後、電子入札約款、当該事業の図面、仕様書、現場及び契約書案等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

10. その他

- (1) 入札参加者は、公告及び関係書類を熟読し、入札に参加すること。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び入札説明会は、実施しない。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 契約書、契約約款、四街道市水道事業及び下水道事業電子入札約款及び四街道市電子入札システム(水道事業及び下水道事業)運用基準等の入札・契約に係る関係書類を四街道市ホームページの「入札・契約関係書式」より確認し、入札に参加すること。
- (5) 納期又は委託期間等は事情により変更することがある。

この共通事項は、平成30年11月1日から施行する。

この共通事項は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に入札公告をし、かつ、令和元年10月1日以後にその履行期限が到来する契約に適用する。